

学校いじめ防止基本方針



四日市市立塩浜小学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていきたい取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

(1) 「授業づくり」においては、

① 学ぶ楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」

「わかる授業」を行い、補充指導の充実を図る等、基礎・基本の確実な習得のためのきめ細かな指導を推進しています。

(2) 「集団づくり」においては、

① 規範意識が高く、正義感のある「集団づくり」

塩浜中学校区学びの一体化の取組みの一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。

② 良好な人間関係がある「集団づくり」

学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。また、日々の授業や行事等において、すべての児童が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、児童の主体的な活動を重要な取組みとして位置づけ、

児童会が中心となって、いじめを許さない環境づくりを進めることを通し、児童が安心・安全な生活ができる学校づくりを推進します。

2 いじめ防止啓発

- (1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。
 - ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
 - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査 いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」「学校と警察等との連携」を有効活用します。
- (5) 啓発活動の一環として、又は図画工作の授業の道徳的な教材として、「人権（いじめ防止等）啓発ポスター」等を作成したり、人権作文を書いたりするなど、全校で意識の高揚を図ります。
- (6) 各種相談機関を周知します。
 - ① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」
「いじめ相談メール（y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」
「発達・不登校に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）
 - ② 「青少年とその家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
 - ③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）
 - ④ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
 - ⑤ 文部科学省24時間こどもSOSダイヤル(0570-0-78310)(全国共通ダイヤル)

3 いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの認識を持って、早い段階から当該児童や保護者との的確に関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取組み
 - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、心の天気等による児童の変化やサインに気づくための指導をしています。そのため、日記、作文、心の天気なども活用しています。
 - ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
 - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行っています。
- (2) 児童にタブレット端末にあるSNS相談アプリを通じて、いじめや自身の悩みを安心して相談できることを伝えています。

- (3) 児童に、「いじめ調査」を毎学期1回以上実施し、いじめの状況を把握しています。
- (4) 児童に、「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握しています。
- (5) 職員会議等で、児童の変化やサイン等についての情報共有を図り、全教職員で見守る体制を築いています。
- (6) 教育相談を実施しています。
 - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (7) スクールカウンセラー(臨床心理士等)とともに、いじめを受けた児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、いじめを行った児童のケアも行います。
- (8) 緊急ないじめを受けた児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (9) 学校だけで解決が難しい対応に対しては、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー等の専門家の派遣を依頼し、問題解決を図ります。
- (10) インターネットやスマートフォン等を通じて行われるいじめ対策として、メディア・リテラシーに関する学習を推進します。
 - ① 小学校低・中・高学年用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ② 教職員が「メディア・リテラシー」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ PTA活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、原則としてその日のうちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) いじめを受けた児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) いじめを受けた児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) いじめを行った児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) いじめに関する通報及び相談を受けた者は、通報または相談を行った者への個人情報適切に保護します。
- (7) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。また、迅速に対応するため、必要に応じて関係機関等で情報共有を行います。

- (8) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (9) いじめに係る行為がやんで、相当期間（少なくとも3か月）が継続し、いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないことを、本人及びその保護者に対し面談などで確認することをいじめの解消条件とします。

第2章 いじめ防止のための校内組織について

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、生徒指導主任、養護教諭、特別支援 CO、各学年部代表、スクールカウンセラー等です。なお、必要に応じて、コミュニティスクール運営協議会委員に参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「対応方針の決定」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。
 - ③ 日ごろからの児童の見守りや、信頼関係の構築などに努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにするため、チェックリストなどを活用し、全教職員で取り組みます。いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導委員会」を行っています。
 - ① 構成員は、管理職、生徒指導主任、養護教諭、特別支援 CO、各学年部代表、スクールカウンセラー等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及びコミュニティスクール運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、こども園、中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割について

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめを許さない人間性を育てていただくようお願いいたします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、また、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) こどものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。
- (4) こどもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者は責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等の対処を行ってください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努めてください。
- (2) 周囲でいじめの可能性があると認識したときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するなど、いじめを許さない立場に立ち、行動してください。

第4章 関係機関との連携について

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 日永交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 人権センター
- (2) 市民生活課多文化共生推進室
- (3) 男女共同参画課
- (4) こども家庭センター
- (5) こども未来課青少年育成室
- (6) 北勢児童相談所
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処について

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、保護者と連携を図りながら、適切な調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。